

報告第33号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月12日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第20号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年8月28日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和7年6月24日 午前10時30分頃

2 事故発生場所

つくば市■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

3 相手方

(1) 住所 つくば市■■■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■ ■■

4 事故の概要

上記の場所において、駐車のため公用車を後進していた際に、公用車の後方左側にあった駐輪場の日差し支柱と接触し、損傷させたもの

5 損害賠償額

金8,800円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金8,800円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。